



# 鳥取県公報

平成16年 8月 6日(金)  
号外第117号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

監査公告 監査結果に基づき知事が講じた措置の公表(7) ..... 1

## 監 査 委 員 公 告

### 鳥取県監査委員公告第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第9項の規定に基づき、鳥取県知事から個別外部監査の結果(平成16年鳥取県監査委員公告第6号)に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成16年 8月 6日

鳥取県監査委員 石 差 英 旺  
鳥取県監査委員 井 上 耐 子  
鳥取県監査委員 石 村 祐 輔  
鳥取県監査委員 鍵 谷 純 三

総 第 142 号  
平成16年 7月30日

鳥取県監査委員 様

鳥 取 県 知 事

鳥取県職員措置請求に対する監査結果に係る措置状況について(通知)

このことについては、別紙のとおりです。

(別紙)

鳥取県職員措置請求に対する監査結果(勧告)に係る措置状況

勧 告	講 じ た 措 置
平成14年度心の健康相談窓口開設モデル事業(以下「平成14年度事業」という。)については、さらに返還すべき補助金の額が存在するものと認める。	監査結果(勧告)を受け、米子市に対して処理結果を求めるとともに、職員による調査を実施した。その結果は次のとおりである。

県は、米子市に対して次のとおり当該補助金の額を再算出し、返還すべき補助金の額を追加返還するよう指示すること。

- (1) 平成14年度の他業務を含めた事務長の給与総額を確認し、平成14年度事業における適正な給与支払額を再算出すること。
- (2) 事務長以外の他の職員が行った準夜勤帯・夜勤帯の業務のうち、平成14年度で実施したたけのこ相談室に係る業務及び平成14年度事業以外の在宅介護支援センターまごころに係る業務は、実態として待機業務であり、兼務としてその業務の割合を半々として、平成14年度事業における適正な給与支払額を再算出すること。
- (3) 前記(1)及び(2)により、別会社での勤務又は他業務に従事した職員の人件費が変更になると考えられるので、それに伴い、事業別実績報告書中の人件費総額に対する人件費返還額の割合に基づき算出された物件費の返還額について、再算出すること。

(1) 事務長給与については、その他の職員給与と比較しても、その職責に相当する給与額として不適正なものではなく、追加返還すべき額はないものと認められる。

(2) 準夜勤帯・夜勤帯職員のたけのこ相談室及び在宅介護支援センターまごころに係るそれぞれの業務は、同じく待機業務であると認められる。

しかし、それぞれの業務を比較したとき、その業務割合は半々とまでは認められず、その兼務割合に応じて補助金の追加返還額を再算出する必要がある。

補助金返還額の算出に当たっては、それぞれの業務における電話の受付件数を基に業務割合を算出し、人件費を按分することとする。

これにより算出された額について米子市から追加返還させることとしている。

補助金返還額 261,520円

(3) 上記(2)の返還額に応じた物件費についても同様に追加返還させることとしている。

補助金返還額 5,543円

#### 鳥取県職員措置請求に対する監査結果（意見）に係る措置状況

意 見	講 じ た 措 置
補助事業が間接補助事業者又は受託事業者により実施される場合には、県は、補助事業者に対して、補助事業がその目的及び要件に適合しているか否か等の実態を中間検査等により適宜把握し、的確な指導及び監督を行うことにより、補助事業が適正に執行されるよう指導されたい。	補助事業者が間接補助事業者等に対して、中間検査等による事業実施状況の把握も含めて、補助事業の適切な遂行について指導・監督を行うこと等を指導するよう、各部（局）長及び各総合事務所長等に対して文書で通知した。 また、通知の趣旨が各部（局）内の職員に周知され、今後同様の事案が生じないよう、庁内LAN等を通じて徹底を図った。

#### 鳥取県職員措置請求に対する監査結果（その他請求事項についての判断）に係る措置状況

その他請求事項についての判断	講 じ た 措 置
平成15年度事業に係る補助金の額の確定に当たっては、勧告と同様に算出すること。	平成15年度事業に係る補助金の額の確定に際しては、平成14年度事業に対する県の考え方と同様に算出し、補助対象外経費とすることとしている。 補助対象外経費 81,715円